

可茂消防事務組合議会

第2回定例会議案

令和5年12月25日

目 次

	ページ
議第 1 6 号 可茂消防事務組合火災予防条例の一部を改正する条例について	----- 1
議第 1 7 号 令和 5 年度可茂消防事務組合一般会計補正予算(第 1 号)	----- 6
認第 1 号 令和 4 年度可茂消防事務組合一般会計歳入歳出決算認定について	----- 2 2

議第16号

可茂消防事務組合火災予防条例の一部を改正する条例について
可茂消防事務組合火災予防条例の一部を改正する条例を下記のとおり制定する。

令和5年12月25日提出

可茂消防事務組合
管理者 藤井 浩人

記

可茂消防事務組合火災予防条例の一部を改正する条例
可茂消防事務組合火災予防条例（昭和45年可茂消防事務組合条例第18号）の
一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(変電設備)</p> <p>第11条 屋内に設ける変電設備（全出力20キロワット以下のもの及び次条に掲げるものを除く。以下同じ。）の位置、構造及び管理は、<u>次に掲げる基準によらなければならない</u>。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(3)の2 建築物等の部分との間に換気、点検及び整備に支障のない距離を保つこと。</p> <p>(3)の3～(10) (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(急速充電設備)</p> <p>第11条の2 急速充電設備（電気を設備内部で変圧して、電気自動車等（電気を動力源とする自動車、原動機付自転車、船舶、航空機その他これらに類するものをいう。以下同</p>	<p>(変電設備)</p> <p>第11条 屋内に設ける変電設備（全出力20キロワット以下のもの及び次条に掲げるものを除く。以下同じ。）の位置、構造及び管理は<u>次に掲げる基準によらなければならない</u>。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(3)の2 <u>キュービクル式のもの</u>にあつては、建築物等の部分との間に換気、点検及び整備に支障のない距離を保つこと。</p> <p>(3)の3～(10) (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(急速充電設備)</p> <p>第11条の2 急速充電設備（電気を設備内部で変圧して、電気自動車等（電気を動力源とする自動車、原動機付自転車、船舶、航空機その他これらに類するものをいう。以下同</p>

じ。)にコネクター(充電用ケーブルを電気自動車等に接続するためのものをいう。以下同じ。)を用いて充電する設備(全出力20キロワット以下のものを除く。)をいい、分離型のもの(変圧する機能を有する設備本体及び充電ポスト(コネクター及び充電用ケーブルを収納する設備で、変圧する機能を有しないものをいう。以下同じ。))により構成されるものをいう。以下同じ。)にあっては、充電ポストを含む。以下同じ。)の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。

(1)～(3) (略)

(4) その筐体は雨水等の侵入防止の措置を講ずること。

(5)～(19) (略)

2 (略)

(蓄電池設備)

第13条 蓄電池設備(蓄電池容量が10キロワット時以下のもの及び蓄電池容量が10キロワット時を超え20キロワット時以下のものであって蓄電池設備の出火防止措置及び延焼防止措置に関する基準(令和5年消防庁告示第7号)第2に定めるものを除く。以下同じ。))は、地震等により容易に転倒し、亀裂し、又は破損しない構造とすること。この場合において、開放形鉛蓄電池を用いたものにあつては、その電槽は、耐酸性の床上又は台上に設けなければならない。

2 (略)

3 第1項に規定するもののほか、屋外に設ける蓄電池設備(柱上及び道路上に設ける電気事業者用のもの、蓄電池設備の出火防止措置及び延焼防止措置に関する基準第3に定めるもの並びに消防長が火災予防上支障がないと認める構造を有するキュービクル式のもの

じ。)にコネクター(充電用ケーブルを電気自動車等に接続するためのものをいう。以下同じ。)を用いて充電する設備(全出力20キロワット以下のものを除く。)をいい、分離型のもの(変圧する機能を有する設備本体及び充電ポスト(コネクター及び充電用ケーブルを収納する設備で、変圧する機能を有しないものをいう。以下同じ。))により構成されるものをいう。以下同じ。)にあっては、充電ポストを含む。以下同じ。)の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。

(1)～(3) (略)

(4) 雨水等の侵入防止の措置を講ずること。

(5)～(19) (略)

2 (略)

(蓄電池設備)

第13条 屋内に設ける蓄電池設備(定格容量と電槽数の積の合計が4,800アンペアアワー・セル未満のものを除く。以下同じ。))の電槽は、耐酸性の床上又は台上に転倒しないように設けなければならない。ただし、アルカリ蓄電池を設ける床上又は台上にあつては、耐酸性の床又は台としないことができる。

2 (略)

3 屋外に設ける蓄電池設備は、雨水等の侵入防止の措置を講じたキュービクル式のものとしなければならない。

除く。）にあつては、建築物から3メートル以上の距離を保たなければならない。ただし、不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するときは、この限りでない。

4 前項に規定するもののほか、屋外に設ける蓄電池設備の位置、構造及び管理の基準については、第10条第4号、第11条第1項第3号の2、第5号、第6号及び第9号並びに第11条の2第1項第4号の規定を準用する。

(火を使用する設備等の設置の届出)

第44条 火を使用する設備又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備のうち、次の各号に掲げるものを設置しようとする者は、あらかじめ、その旨を消防署長に届け出なければならない。

(1)～(12) (略)

(13) 蓄電池設備(蓄電池容量が20キロワット時以下のものを除く。)

(14)・(15) (略)

別表第3 (第3条、第3条の2、第3条の3、第3条の4、第4条、第5条、第7条、第8条、第8条の2、第18条、第19条、第20条、第21条関係)

【別表第3 (改正後)】

4 前項に規定するもののほか、屋外に設ける蓄電池設備の位置、構造及び管理の基準については、第10条第4号、第11条第1項第3号の2、第5号、第6号及び第9号並びに第2項並びに本条第1項の規定を準用する。

(火を使用する設備等の設置の届出)

第44条 火を使用する設備又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備のうち、次の各号に掲げるものを設置しようとする者は、あらかじめ、その旨を消防署長に届け出なければならない。

(1)～(12) (略)

(13) 蓄電池設備

(14)・(15) (略)

別表第3 (第3条、第3条の2、第3条の3、第3条の4、第4条、第5条、第7条、第8条、第8条の2、第18条、第19条、第20条、第21条関係)

【別表第3 (改正前)】

【別表第3 (改正前)】

種類	離隔距離 (cm)					備考
	入 力	上 方	側 方	前 方	後 方	
(略)						
厨房設備	気体燃料	(略)				注：機器本体上方の側方又は後方

(略)	の離隔距離を示す。
(略)	

備考 略

【別表第3（改正後）】

種類		離隔距離 (cm)					備考			
		入 力	上 方	側 方	前 方	後 方				
(略)							注：機器本体上方の側方又は後方の離隔距離を示す。			
厨房設備	気体燃料	(略)								
	固体燃料	不燃以外	木炭を燃料とするもの	炭火焼き器	—	100		50	50	50
		不燃	木炭を燃料とするもの	炭火焼き器	—	80		30	—	30
(略)										
(略)										

備考 略

附 則

(施行期日)

- この条例は、令和6年1月1日から施行する。
(経過措置)
- この条例の施行の際現に設置されている燃料電池発電設備、変電設備、内燃機関を原動力とする発電設備及びこの条例による改正後の可茂消防事務組合火災予防条例（以下「新条例」という。）第13条第1項に規定する蓄電池設備（附則第4項に掲げるものを除く。）（以下この項において「燃料電池発電設備等」という。）又は現に設置の工事中である燃料電池発電設備等のうち、新条例第11条第1項第3号の2（新条例第8条の3第1項及び第3項、第11条第3項、第12条第2項及び第3項並びに第13条第2項及び第4項において準用する場合を含む。）の規定に適合しないものについては、同号の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- この条例の施行の際現に設置され、又は設置の工事がされている新条例第13条第1項に規定する蓄電池設備（次項に掲げるものを除く。）のうち、同条第1項の規定に適合しないものについては、同項の規定にかかわらず、なお従前の例

による。

- 4 新条例第13条第1項に規定する蓄電池設備に新たに該当することとなるもののうち、この条例の施行の際現に設置されているもの及びこの条例の施行の日から起算して2年を経過する日までの間に設置されたもので、同条の規定に適合しないものについては、当該規定は、適用しない。

議第 17 号

令和 5 年度可茂消防事務組合一般会計補正予算（第 1 号）

令和 5 年度可茂消防事務組合の一般会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 12,763 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2,864,763 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 213 条第 1 項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第 2 表 繰越明許費」による。

令和 5 年 12 月 25 日提出

可茂消防事務組合

管理者 藤 井 浩 人

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
7 繰越金		40,000	12,763	52,763
	1 繰越金	40,000	12,763	52,763
歳入合計		2,852,000	12,763	2,864,763

2 歳出

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		2,199,514	12,763	2,212,277
	1 総務管理費	2,199,514	12,763	2,212,277
歳出合計		2,852,000	12,763	2,864,763

第2表 繰越明許費

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
3 消防費	1 消防費	西可児分署新庁舎整備事業	65,888
3 消防費	1 消防費	中消防署救助工作車更新事業	148,390

予算説明書

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

(歳入)

(単位:千円)

款	補正前の額	補正額	計
7 繰越金	40,000	12,763	52,763
歳入合計	2,852,000	12,763	2,864,763

(歳出)

款	補正前の額	補正額	計
2 総務費	2,199,514	12,763	2,212,277
歳出合計	2,852,000	12,763	2,864,763

(単位：千円)

補正額の財源内訳				
特定財源				一般財源
国庫支出金	県支出金	組合債	その他	
				12,763
				12,763

2 歳入

(款) 7 繰越金

(項) 1 繰越金

款 項 目			補正前の額	補正額	計
7		繰越金	40,000	12,763	52,763
	1	繰越金	40,000	12,763	52,763
	1	繰越金	40,000	12,763	52,763

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
1 繰越金	12,763	1 令和4年度繰越金

3 歳出

(款) 2 総務費

(項) 1 総務管理費

款 項 目			補正前の額	補正額	計
2		総務費	2,199,514	12,763	2,212,277
	1	総務管理費	2,199,397	12,763	2,212,160
		1 一般管理費	2,199,397	12,763	2,212,160

(単位：千円)

補正額の財源内訳			一般財源	節		説明
特定財源				区分	金額	
国県支出金	地方債	その他				
			12,763			
			12,763			
			12,763	2 給料	2,926	一般職給 2,926
				3 職員手当等	9,188	地域手当 △ 930 期末手当 5,295 勤勉手当 4,728 一般職退職手当負担金 95
				4 共済費	649	共済組合負担金 649

給 与 費 明 細 書

1 一般職

(1) 総括

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共済費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)			
補正後	279 (3)	4,675	960,578	737,716	1,702,969	331,273	2,034,242	
補正前	282 (3)	4,675	957,652	728,528	1,690,855	330,624	2,021,479	
比 較	-3 (0)	0	2,926	9,188	12,114	649	12,763	

()内は、会計年度任用職員数(内数)

職員 手当 の内 訳	区 分	扶養 手当 (千円)	地域 手当 (千円)	住居 手当 (千円)	通勤 手当 (千円)	特殊勤 務手当 (千円)	時間外 手当 (千円)	夜間勤 務手当 (千円)	管理職 手当 (千円)	期末 手当 (千円)	勤勉 手当 (千円)	管理職特別 勤務手当 (千円)	退職手当 負担金 (千円)
		(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)
	補正後	45,000	21,106	16,800	24,096	15,455	53,504	22,484	24,430	208,420	185,273	773	120,375
	補正前	45,000	22,036	16,800	24,096	15,455	53,504	22,484	24,430	203,125	180,545	773	120,280
	比 較	0	△ 930	0	0	0	0	0	0	5,295	4,728	0	95

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区分	増減額(千円)	増減事由別内訳(千円)	説明	備考	
給料	2,926	給与改定に伴う増加分	15,900	給与改定率(1.68%)	
		その他の増減分	△ 12,974	新陳代謝・人事異動に伴う増減分	
職員手当	9,188	給与改定に伴う増減分	9,503	地域手当 332 千円 期末手当 3,742 千円 勤勉手当 3,376 千円 退職手当負担金 2,053 千円	期末手当の0.05月分増 勤勉手当の0.05月分増
		その他の増減分	△ 315	地域手当 △ 1,262 千円 期末手当 1,553 千円 勤勉手当 1,352 千円 退職手当負担金 △ 1,958 千円	

(3) 給料及び職員手当の状況

ア 職員1人当たり給与

区 分		一般行政職	単純労務職
令和5年10月1日現在	平均給料月額 (円)	282,389	
	平均給与月額 (円)	347,799	
	平均年齢 (歳)	38.20	
令和4年10月1日現在	平均給料月額 (円)	283,621	
	平均給与月額 (円)	346,369	
	平均年齢 (歳)	38.16	

イ 初任給

区 分	一般行政職(円)	国の制度
		一般行政職(円)
高 校 卒	166,600	166,600
大 学 卒	196,200	196,200

ウ 級別職員数

区 分	一 般 行 政 職					
	級	職員数(人)	構成比(%)	級	職員数(人)	構成比(%)
令和5年10月1日現在	1級	78	28.3	6級	29	10.5
	2級	27	9.8	7級	4	1.4
	3級	61	22.1			
	4級	56	20.3			
	5級	21	7.6	計	276	100
令和4年10月1日現在	1級	72	26.5	6級	29	10.6
	2級	31	11.4	7級	4	1.5
	3級	58	21.3			
	4級	56	20.6			
	5級	22	8.1	計	272	100

(級別の標準的な職務内容)

区 分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
一 般 行 政 職	主 事 補 主 事	主 任	主 査	係 長 所長補佐	課長補佐 署長補佐 副分署長 副出張所長	署 長 課 長 副 署 長 分 署 長 出 張 所 長 警 防 官	消 防 長 次 長

エ 昇給

区 分		合 計	代表的な職種		
			一般行政職	単純労務職	
本 年 度	職員数(A)	(人)	276	276	
	昇給に係る職員数(B)	(人)	250	250	
	昇給数別内訳	2号給	(人)	0	0
		3号給	(人)	25	25
		4号給	(人)	219	219
		6号給	(人)	0	0
	8号給	(人)	6	6	
比率(B)/(A)	(%)	90.6	90.6		
前 年 度	職員数(A)	(人)	279	279	
	昇給に係る職員数(B)	(人)	230	230	
	昇給数別内訳	2号給	(人)	1	1
		3号給	(人)	16	16
		4号給	(人)	208	208
		6号給	(人)	0	0
	8号給	(人)	5	5	
比率(B)/(A)	(%)	82.4	82.4		

オ 期末手当・勤勉手当

区 分	6月(月分)	12月(月分)	支給率計(月分)	職制上の段階、職務の級等による加算措置	備 考
本年度	2.2 (1.15)	2.3 (1.2)	4.5 (2.35)	有	
前年度	2.15 (1.125)	2.15 (1.125)	4.3 (2.25)	有	
国の制度	2.2 (1.15)	2.3 (1.2)	4.5 (2.35)	有	

()内は暫定再任用職員の支給率を計上

カ 定年退職及び定年前早期退職に係る退職手当

区分	20年勤続の者 (月分)	25年勤続の者 (月分)	35年勤続の者 (月分)	最高限度 (月分)	その他の加算措置	備 考
支給率等	24.586875	33.27075	47.709	47.709	定年前早期退職特例措置 (2%~45%加算)	
国の制度 (支給率等)	24.586875	33.27075	47.709	47.709	定年前早期退職特例措置 (2%~45%加算)	

キ 地域手当

支給対象地域	美濃加茂市	可児市	各務原市
支給率(%)	3.0	3.0	3.0
支給対象職員数(人)	105	79	2
国の指定基準に基づく支給率(%)	3.0	3.0	3.0

ク 特殊勤務手当

区分	全職種	代表的な職種	
		一般行政職	単純労務職
給料総額に対する比率(%)	2.00	2.00	
支給対象職員の比率(%) (令和5年1月1日現在)	79.41	79.41	
代表的な特殊勤務手当の名称	火災出場手当・救急出場手当・救助出場手当・警戒出場手当・特定行為手当・潜水作業手当・緊急援助隊出場手当・防疫等作業手当		

ケ その他の手当

区 分	国の制度との異同	差異の内容
扶養手当	同	
住居手当	同	
通勤手当	同	

認第 1号

令和4年度可茂消防事務組合一般会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和4年度可茂消防事務組合一般会計歳入歳出決算を、別冊のとおり監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和5年12月25日提出

可茂消防事務組合
管理者 藤井 浩人